

第七十二回 帝國議會貴族院 米穀ノ應急措置ニ關スル法律案特別委員會議事速記録第一號

(四)

付託議案

米穀ノ應急措置ニ關スル法律案

臨時肥料配給統制法案

委員氏名

委員長

侯爵德川義親君

副委員長

侯爵久我通顯君

伯爵黒木三次君

子爵片桐貞央君

子爵米津政賢君

松村眞一郎君

内田重成君

柴田善三郎君

男爵三須精一君

男爵橋元正輝君

男爵岩村一木君

有賀光豊君

松本眞平君

小林嘉平治君

分開會

○委員長(侯爵徳川義親君) 是カラ會議ヲ

開キマス、先づ大臣ニ本案ノ御説明ヲ願ヒ
タイト思ヒマス

○國務大臣(伯爵有馬頼寧君) 米穀ノ應急措置ニ關スル法律案ノ提案理由ニ付キマシテ、本會議ニ於テ其ノ概要ヲ申述ベタノデアリマスガ、尙法案ノ内容ニ付テ二三申上ゲタイト存ジマス、第一點ハ、政府ハ軍用ニ供スル爲必要アリト認メマスル場合ニハ、時價ヲ以テ米穀需給調節特別會計ニ屬スル米穀ヲ賣渡シ得ルノ途ヲ開カムトスルコトデゴザイマス、今回ノ支那事變ノ爲必トスル軍用米ノ數量ハ、相當額ニ上ルモノト推察セラレマスガ、之ヲ必要ニ應ジテ、其ノ都度民間市場ヨリ買入ル、コトト致シマス、米穀ノ市價ニ對シテ面白カラザル影響ヲ及スノミナラズ、軍用米調達上ヨリ申シマシテモ遺憾ノ點ガ尠クナイノデアリマス、從ツテ之方策ト致シマシテ、米穀需給調節特別會計ニ屬スル米穀ヲ賣渡シ、米軍ノ需要ニ充テ得ルノ途ヲ開クコトヲ緊要ト認メタ次第ゴザイマス、第二點ハ、今回ノ支那事變ニ關聯シテ、政府ハ必要ナル數量ノ米穀ヲ保有スル爲、特ニ必要アリト認メマスル場合ニハ、一定ノ條件ノ下ニ米穀ノ買入ヲ行ヒ得ルコト致シマスコトデアリマス、米穀需給調節特別會計ニ屬スル米

穀ノ數量ハ、數年前ニ比シマスト可ナリノ減少ヲ來シ、現在デハ約四百五十萬石ニナッテ居ルノデアリマスガ、只今申述ベマシタ如ク、今後軍用米トシテ相當數量ヲ供給スルコトナリマスレバ、之ガ補給ニ關シ適當ナル方途ヲ講ズル必要ヲ生ズルノデアリマス、之加、米穀ハ國民ノ主食物デアリマス、今回ノ如キ事變ニ際シマシテハ、其ノ需給ノ圓滑、價格ノ安定ヲ圖ルコトガ特ニ緊要デアリマスカラ、米穀需給調節特別會計ニ屬スル米穀ノ數量モ、此ノ際一層之ヲ充實シテ置クノ必要ガアルノデゴザイマス、仍テ政府ハ之ガ爲必要ナル米穀ノ買入ヲ行ヒ得ルコトト致シタイト存ズルノデアリマス、尤モ右ノ買入ニ付キマシテハ、米穀ノ市價ニ對スル影響等ヲ考慮致シマシテ、十分慎重ヲ期スルノ要ガアリマスカラ、米穀ノ市價ニ對スル影響等ヲ考慮致シマスノニ、人馬ノ應召徵發等ニ依リマス、今次事變ノ勃發以來ノ肥料事情ヲ考察致シマスノニ、人馬ノ應召徵發等ニ依リマス、一方販賣肥料ニ關シマシテモ、貿易關係、又ハ船腹不足其ノ他ノ事情ニ依ル輸入ノ困難、硫酸「アンモニア」製造事業ノ軍需資材生產ヘノ轉換等ニ基キマシテ、供給入ニ關スル一切ノ歲入歲出ハ、米穀需給調節特別會計ニ所屬セシメテ、之ヲ經理スル

コトト致シタノデアリマス、尙本法ハ、今回ノ支那事變ニ關聯シテ應急ノ措置ヲ講ズル爲ノモノデアリマスカラ、事變終了後一年内ニ之ヲ廢止スルコトニ致シタノデアリマス、本法案ノ趣旨ハ大體以上申述べマシタ通リデゴザイマス、次ニ臨時肥料配給統法案提案ノ理由ヲ御説明申上ゲマス、御承知ノ如ク肥料ノ問題ガ、農村經濟ノ上ニ極メテ重要デアリマスコトハ申ス迄モゴザイマセヌガ、殊ニ現下ノ時局ニ於キマシテ、銃後ノ施設トシテ、農村經濟ノ安定ヲ期シ、農業生産ノ確保ヲ圖リマス爲ニハ、肥料ノ問題ニ付、適時有效適切ナル施設ヲ講ジマスコトガ喫緊ノ要務ト考ヘラレルノデアリマス、今次事變ノ勃發以來ノ肥料事情ヲ考察致シマスノニ、人馬ノ應召徵發等ニ依リマス、今次事變ノ勃發以來ノ肥料事情ヲ考察致シマスノニ、人馬ノ應召徵發等ニ依リマス、一方販賣肥料ニ關シマシテモ、貿易關係、又ハ船腹不足其ノ他ノ事情ニ依ル輸入ノ困難、硫酸「アンモニア」製造事業ノ軍需資材生產ヘノ轉換等ニ基キマシテ、供給入ニ關スル一切ノ歲入歲出ハ、米穀需給調節特別會計ニ所屬セシメテ、之ヲ經理スルニ窮屈ヲ來スノ虞ガアルノデアリマス、現ニ農村ニ於キマシテハ、此ノ問題ニ付多大ノ關心ヲ寄セテ居ルヤウナ狀況デアリマ

ス、併シナガラ、此ノ際ノ執ルベキ具體的對策ト致シマシテハ、遽カニ増産ヲ圖リマス

コトキ事實上困難ニアリマスルカラ、輸入ヲ必要トスルモノハ成ルベク之ヲ輸入シ得

ルヤウ適切ナル措置ヲ講ジマスルト共ニ、配給ヲ調整シテ、肥料ノ時期的、地域的偏

在ヲ防止シ、價格ノ公正ヲ圖リマスコトガ、此ノ際ニ於ケル對策ノ基調ヲ爲スモノデア

ルト思料セラル、次第デアリマス、以上ハ本法案制定ノ主ナル理由デアリマスガ、本

法案ノ骨子トスル所ヲ簡單ニ御説明申上ゲマスト、第一點ハ、政府ガ肥料ノ需給ノ圓滑及價格ノ公正ヲ圖リマス爲、特ニ必要ア

リト認メマストキハ、適當ナル機關ニ對シ、

政府ノ監督ノ下ニ、肥料ノ一手買入及一定價格ニ依ル配給ヲ内容トスル事業ヲ行フベキコトヲ命ジ、且此ノ場合ニ於テハ、肥料製造業者又ハ其ノ組織スル法人ニ對シ、其

ノ製造又ハ取扱ニ係ル肥料ヲ賣渡スペキコトヲ命ジ得ルコトトシタ點デアリマス、差當リスカル制度ヲ必要ト認ムル肥料ハ、硫酸「アンモニア」デアリマシテ、當業者ヲシテーツノ機関ヲ組織セシメ、製造業者ノ團體ト提携シテ、硫酸「アンモニア」ノ配給統制ヲ行ハシムルコトニ依リ、市場ノ安定ヲ

コトヲ期シテ居ルノデアリマス、次ニ

肥料ノ販賣、使用、消費、移動又ハ輸出入ニ關シ、

必要ナル命令ヲ爲シ得ル旨ヲ規定シタ點等

デアリマシテ、今直チニ發動スルコトハ考

ヘテ居リマセヌガ、事態ノ推移ニ依リマシテ、或ヘ斯カル措置ヲ必要トスルヤモ計

ラレマセヌノデ、機ニ臨ミ變ニ應ジテ、速カニ適當ノ措置ヲ講ジ得ルノ用意ヲシテ置

クコトガ、農村ヲ安心セシムル所以デアルト考ヘタ次第デアリマス、又本法ハ臨時立法タル趣旨ニ於キマシテ、支那事變終了後

一年内ニ之ヲ廢止スルコトニ致シタノデア

リマス、尙本法ハ此ノ非常時局ニ處スル臨時立法デアリマスノデ、關係當業者ノ協力

ニ依ッテ所期ノ效果ヲ收メ得ルモノト考ヘ

トアル、ノデアリマンテ、從ツテ其ノ運用ニ當

リマシテモ、關係當業者ノ意向ヲ尊重シ、其ノ自治的統制ニ依リ、目的ヲ達成スベキ施設ヲ爲サシムルヤウ指導誘掖致シマスコトハ固ヨリ當然ノコトデアリマス、以上二ツノ法案ノ大體ヲ御説明申上ゲマシタガ、何卒十分御審議ノ上御可決アラムコトヲ御願ヒ致シマス。

○伯爵黒木三次君 如何デゴザイマセウ、

○侯爵岩村一木君 御提出ノ参考資料ハ、

○委員長(侯爵徳川義親君) 若シ何カ他ニ

参考資料ノ御希望ノ方ガアツタラ、政府ノ方ニ提出ヲ御求ミニナッテ戴キマス。

○男爵岩村一木君 御提出ノ参考資料ハ、

○委員長(侯爵徳川義親君) 全部同ジダサ

トアル、ノデアリマンテ、從ツテ其ノ運用ニ當

リマシテモ、關係當業者ノ意向ヲ尊重シ、其ノ自治的統制ニ依リ、目的ヲ達成スベキ

施設ヲ爲サシムルヤウ指導誘掖致シマスコトハ固ヨリ當然ノコトデアリマス、以上二

ツノ法案ノ大體ヲ御説明申上ゲマシタガ、

何卒十分御審議ノ上御可決アラムコトヲ御

午後四時十九分散會

出席者左ノ如シ

委員長 侯爵徳川
義親君

副委員長 子爵織田
信恒君

販賣、使用、消費、移動又ハ輸出入ニ關シ、

必要ナル命令ヲ爲シ得ル旨ヲ規定シタ點等

デアリマシテ、今直チニ發動スルコトハ考

ヘテ居リマセヌガ、事態ノ推移ニ依リマシ

テ、或ヘ斯カル措置ヲ必要トスルヤモ計

ラレマセヌノデ、機ニ臨ミ變ニ應ジテ、速

カニ適當ノ措置ヲ講ジ得ルノ用意ヲシテ置

クコトガ、農村ヲ安心セシムル所以デアル

ト考ヘタ次第デアリマス、又本法ハ臨時立

法タル趣旨ニ於キマシテ、支那事變終了後

一年内ニ之ヲ廢止スルコトニ致シタノデア

リマス、尙本法ハ此ノ非常時局ニ處スル臨

時立法デアリマスノデ、關係當業者ノ協力

ニ依ッテ所期ノ效果ヲ收メ得ルモノト考ヘ

トアル、ノデアリマンテ、從ツテ其ノ運用ニ當

リマシテモ、關係當業者ノ意向ヲ尊重シ、其ノ自治的統制ニ依リ、目的ヲ達成スベキ

施設ヲ爲サシムルヤウ指導誘掖致シマスコトハ固ヨリ當然ノコトデアリマス、以上二

ツノ法案ノ大體ヲ御説明申上ゲマシタガ、

何卒十分御審議ノ上御可決アラムコトヲ御

若シカ参考書類ヲ御求ミニナル方ガアレバ、

其ノ御要求ヲナスツテ戴イテ、明日又改メテ

審議ヲ續行シテ戴キタイトスウ思フノデア

リマス、戴キマシタ今日ノ参考書類ヲ家ニ

スウ思ヒマスガ、如何デゴザイマセウカ

委員

侯爵久我 通顯君

伯爵黒木 三次君

子爵片桐 貞央君

松村眞一郎君

内田 重成君

男爵三須 精一君

男爵橋元 正輝君

男爵岩村 一木君

有賀 光豊君

松本 真平君

小林嘉平治君

國務大臣

農林大臣 伯爵有馬 賴寧君

農林政務次官 高橋 守平君

農林省農務局長 小濱 八彌君

農林省米穀局長 荷見 安君

商工省統制局長 黒田 鴻五君

印刷者 内閣印刷局